

野木町男女共同参画推進事業所認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を認定し、それを広く周知することにより、町内における男女共同参画の普及・推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業所とは野木町内に本社又は活動拠点があり、町内において事業を行い、常時雇用者を有する法人をいう（国及び地方公共団体を除く）。

(認定要件)

第3条 町長は、次の要件をすべて満たす事業所を「男女共同参画推進事業所」として認定する。

(1) 次に掲げる項目について、制度化や取組を行っていること。

ア 仕事と家庭の両立を支援する制度を導入し、かつ利用を促進するための環境整備等の取組

イ 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組

(2) 法令に違反する重大な事実がないこと。

(申請)

第4条 この要綱に基づき認定を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長へ提出するものとする。

(1) 野木町男女共同参画推進事業所認定申請書（別記様式第1号）

(2) 野木町男女共同参画推進事業所認定チェックシート（別記様式第2号）

(3) その他認定について参考となる資料

2 町長は、申請者に対し必要に応じて調査又は報告を求めることができる。

(認定等)

第5条 町長は、申請者が認定基準を満たしているか審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を申請者へ通知するものとする。

2 町長は、認定の可否を決定したときは、野木町男女共同参画推進事業所認定結果通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 町長は、認定することを決定した申請者について野木町男女共同参画推進事業所認定書（別記様式第4号）を交付するとともに、認定した申請者の取組について町広報や、ホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(取組状況の報告)

第6条 第5条により認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）は、

認定を受けた日の翌年度以降毎年、町長が定める日までに野木町男女共同参画推進事業所取組状況報告書（別記様式第5号）を提出するものとする。

- 2 町長は、提出された取組状況報告書の結果について、町広報や、ホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

（変更の届出）

第7条 認定事業所は、次に掲げる事項に変更があった場合は、野木町男女共同参画推進事業所変更届出書（別記様式第6号）により町長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称

(2) 所在地

（認定の辞退）

第8条 認定事業所は、認定基準を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに野木町男女共同参画推進事業所認定辞退届出書（別記様式第7号）により、町長へ届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 町長は、認定事業所が認定基準を満たさないことが明らかになったとき又はその他認定事業所として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取消することができる。

- 2 町長は、前項の規定により認定の取消しをするときは、野木町男女共同参画推進事業所認定取消通知書（別記様式第8号）により認定事業所へ通知することができる。

- 3 認定の取消しを受けた場合、認定事業所は速やかに認定書を町長に返納するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、町長が別に定める。